

令和3年9月

平成30年7月豪雨災害に伴う入札・契約制度の特例措置（拡大）について  
施工業者の皆様へのお知らせ

○平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事等を対象とした入札・契約制度の特例措置について、令和3年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事にも適用することとします。

＜災害復旧工事等における入札・契約制度の特例措置の適用工事＞

従 来	拡大後
市が発注する平成30年度発生災害又は令和元年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事	市が発注する平成30年度発生災害、令和元年度、令和2年度及び令和3年度発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事

○平成30年7月豪雨災害に伴う入札・契約制度の特例措置は次のとおりです。

1 専任の主任技術者の兼務緩和

専任の主任技術者の兼務緩和要件については、次のとおりです。

なお、監理技術者はこの特例措置の対象ではありません。

兼務緩和要件	平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合の特例措置
兼務可能件数	2件まで兼務できる。
兼務可能地域	兼務する工事の工事現場が市内であること。
そ の 他	・ 工事の施工に当たり相互に調整を要するもの（原則として同一工種）であること。 ・ 市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

## 2 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務拡大要件については、次のとおりです。

兼務拡大要件	従来の特例措置	平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合の特例措置
兼務可能件数	5件（ただし、契約金額が1件130万円以上の工事は3件）以内であること。 ※諸経費調整対象工事は複数件であっても1件とする。	平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等は件数を制限しない。 ※諸経費調整対象工事は複数件であっても1件とする。
当初請負代金	当初請負代金の合計が3,500万円未満であること。	当初請負代金の合計が1.5億円未満であること。
従事可能地域	兼務する全ての工事の工事現場が市内であること。	
主任技術者との兼務	現場代理人は他の工事の主任技術者を兼務できない。	通常の工事を含め、現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務できる。
その他	兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

## 3 設計図書への表示について

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等を発注する際には、設計図書に次のとおり表示します。

### ・特記仕様書

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事等の入札・契約制度の特例措置の対象である旨明示します。

## 4 提出書類について

兼務に当たり提出する書類は次の通りです。

- ・主任技術者「主任技術者兼務届」
- ・現場代理人「現場代理人の兼務申請書」

市発注工事以外の公共工事と兼務する場合

- ・国、県が市発注工事との兼務を承諾していることを証する書類（承諾書等）

【問合せ先】

高梁市総務部監理課契約管理係  
電話0866-21-0235